

「政府認証基盤の暗号アルゴリズム移行に係る検証環境の機能拡充のための機器等の借入及び運用・保守の請負」意見招請結果に対する回答

連番	意見内容				回答	
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等		
1	意見	9	2. 作業の概要 (5) スケジュール	<p>1～3行目において 「借入期間及び運用・保守の期間は、令和7年1月1日から令和10年12月31日まで(48ヶ月間)とする。」 とありますが、 同頁の図2-2 全体スケジュールによると、「検証環境の機能拡充のための設計・開発・構築等(別途調達)」における「▲先行リリース分運用開始」が、令和7年1月下旬に設定され、令和7年1月は「システムテスト(先行分)」が行われている時期とお見受けします。そのため、以下の2点の事項へのご配慮をお願いしたく、下記のように仕様書を変更すべきと考えますが如何でしょうか。</p> <p>(変更案) 「借入期間及び運用・保守の期間は、令和7年2月から令和11年1月まで(48ヵ月)とする(期間の詳細は、協議のうえ決定)。」</p> <p>①「検証環境の機器等の借入及び運用・保守の請負(本調達)」においては、機器等のご提供以外に運用・保守も請負対象であるため、別途調達の「システムテスト(先行分)」の作業完了後でないと、本調達の運用・保守の業務を始めることはできない。 ②本調達の機器等の借入における料金の精算事務の煩雑化を避けるため、月額料金は月単位で極力均一の料金が望ましい。</p>	<p>左記①、②のとおり、「借入期間及び運用・保守の期間」について、図2-2の別途調達の「システムテスト(先行分)」の完了と、本調達の機器等の借入及び運用・保守の請負開始時期(9頁1～3行目)の整合を図り、月額料金の精算事務の煩雑化を避けるため。</p>	<p>ご意見として承りますが、仕様書案はこのままとします。</p>
2	意見	10	2. 作業の概要 (6) 作業内容・納入成果物 ア 作業内容 ② 設定・構築・単体テスト	<p>12～15行目において 「なお、先行分として、政府認証基盤の検証環境(検証ブリッジCA、検証官職CA、検証日本政府CA、検証内部用サーバCA、検証統合リポジトリ、検証政府共用CVS)を構築すること。後続分として、先行分で構築していない残りの検証環境(検証民間CA)を構築すること。」 とありますが、 別途調達(令和6年3月5日公示)の「政府認証基盤の暗号アルゴリズム移行に係る検証環境の機能拡充のための設計・開発・構築等の請負」の仕様書記載内容(10頁10行目)と一致しておらず、機器事業者が行う設定・構築・単体テストのスケジュールや運用・保守の作業に影響が出ると思われます。</p> <p>本調達の仕様書(10頁②設定・構築・単体テスト 12～15行目を、以下のように変更できませんでしょうか。</p> <p>(変更案) 「なお、先行分として、政府認証基盤の検証環境(検証ブリッジCA、検証官職CA、検証統合リポジトリ、検証政府共用CVS)を構築すること。後続分として、先行分で構築していない残りの検証環境(検証日本政府CA、検証内部用サーバCA、検証民間CA)を構築すること。」</p>	<p>本調達と別途調達「政府認証基盤の暗号アルゴリズム移行に係る 検証環境の機能拡充のための設計・開発・構築等の請負」(令和6年3月5日公示)の先行分、後続分の機器等及び設計・開発・構築対象の整合を図るため。</p>	<p>以下の通り修正します。</p> <p>(修正前) なお、先行分として、政府認証基盤の検証環境(検証ブリッジCA、検証官職CA、検証日本政府CA、検証内部用サーバCA、検証統合リポジトリ、検証政府共用CVS)を構築すること。後続分として、先行分で構築していない残りの検証環境(検証民間CA)を構築すること。</p> <p>(修正後) なお、先行分として、政府認証基盤の検証環境(検証ブリッジCA、検証官職CA、検証統合リポジトリ、検証政府共用CVS)を構築すること。後続分として、先行分で構築していない残りの検証環境(検証日本政府CA、検証内部用サーバCA、検証民間CA)を構築すること。</p>

「政府認証基盤の暗号アルゴリズム移行に係る検証環境の機能拡充のための機器等の借入及び運用・保守の請負」意見招請結果に対する回答

連番	意見内容					回答
	質問／意見	頁	項目名	意見・質問等	理由(意見の場合のみ記述)	
3	意見	16	2. 作業の概要 (6) 作業内容・納入成果物 イ 機器の借入期間及び運用・保守期間	<p>本意見招請の連番1と同内容の意見です。 1行目 「令和7年1月1日から令和10年12月31日まで(48ヶ月間)」とありますが、上記連番1と同様に、以下のように変更すべきと考えます。</p> <p>(変更案) 「令和7年2月から令和11年1月まで(48ヵ月)(期間の詳細は、協議のうえ決定)。」</p>	<p>上記連番1と同様の理由になります。 ・機器の借入期間及び運用・保守期間は、設計事業者が行う「システムテスト(先行分)」の作業完了後から開始。 ・月額料金の精算事務煩雑化の回避。</p>	<p>ご意見として承りますが、仕様書案はこのままとします。</p>
4	意見	24	10. 保守要件定義 (1) 機器等保守要件	<p>本意見招請の連番1と同内容の意見です。 2行目 「・保守期間は、令和7年1月から令和10年12月まで(48ヶ月間)とすること。」とありますが、上記連番1と同様に、以下のように変更すべきと考えます。</p> <p>(変更案) 「・保守期間は、令和7年2月から令和11年1月まで(48ヶ月間)とすること(期間の詳細は、協議のうえ決定)。」</p>	<p>上記連番1と同様の理由になります。 ・機器等の保守は借入に含まれると思いますので、保守期間も設計事業者が行う「システムテスト(先行分)」の作業完了後から開始。 ・月額料金の精算事務煩雑化の回避。</p>	<p>ご意見として承りますが、仕様書案はこのままとします。</p>